

徳島県医療人材育成機関認証制度申請についての Q & A

質問 1：「人材育成の取組内容が分かる資料」には、規定の様式はありますか。
また、どのような資料が必要ですか。

回答 1：特に様式の定めはありません。任意様式となっておりますので、徳島県医療人材育成機関認証申請書（様式第1号）の4の項目にあるように、実習施設の承諾書の写し等の臨地実習指導受入状況の内容が確認できるものや、貴施設における人材育成（学生の臨地実習指導受入れ以外も含む）に関する取り組みの概要や実績、組織体制等のわかる資料（既存資料の写しで良い）を提出してください。

質問 2：今回認証された場合、認証期間はいつまでですか。

回答 2：認証期間は3年後の年度末までとなりますので、平成28年度に認証された場合は、平成31年度の年度末（平成32年3月末日）までとなります。

質問 3：認証期間を更新したい場合は、どのような手続きが必要ですか。

回答 3：認証期間を更新するためには、再認証のための手続きが必要です。「徳島県医療人材育成機関認証申請書」（様式第1号）及び人材育成の取組内容が分かる資料を、認証期間満了日の6か月前までに事務局に提出してください。

質問 4：再認証の申請手続きをせずに認証期間を過ぎるとどうなりますか。

回答 4：前回認証から3年を経過した場合には「認証更新審査中医療機関等」とし、前回認証から4年を経過した時点で再認証が決定されていない場合には自動的に認証を失効します。